

北上市告示甲第25号

北上市浄化槽設置補助金交付要綱（平成3年北上市告示第37号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の北上市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

令和6年3月25日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助金額)</p> <p>第5 補助金の額は、浄化槽の設置に要する経費の3分の2の額とする。ただし、その限度額は別表のとおりとする。</p>	<p>(補助金額)</p> <p>第5 補助金の額は、浄化槽の設置に要する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表右欄に定める額を限度額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、浄化槽の設置と同時にくみ取り槽（単独浄化槽を含む。以下同じ。）の撤去を行う場合の補助金の額は、次の各号に掲げる経費の全額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、それぞれこれを切り捨てた額）を、前項の規定による補助金の額に加算した額とする。</p> <p>(1) くみ取り槽の撤去に要する経費。ただし、9万円を上限とする。</p> <p>(2) 配管の敷設に要する経費。ただし、30万円を上限とする。</p>

2 前項の経費には、浄化槽の設置に伴う工事費を含むものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の経費には、工事費を含むものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。